

(公 印 省 略)
淡路(県生)第742号
平成15年 2月 21日

各 病 院 長 様

兵庫県淡路県民局長

受動喫煙の防止について

平素は、本県健康福祉行政の推進に多大な尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、「健康増進法」が平成14年8月2日に公布され、本年5月に施行される予定になっています。

法では、喫煙が健康に与える影響、とりわけ受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう)は喫煙習慣を持たない者にとって不快と感じられるだけでなく、肺がん、虚血性心疾患、肺機能障害等の危険性を増大させていること等に鑑み、同法第25条で「病院その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と規定されています。

多くの医療機関では、何らかの分煙対策が行われているところですが、今後とも、完全な受動喫煙防止対策をお願いします。

記

- 1 病院等医療機関は、有病者、妊産婦、乳幼児等が診察や治療、相談のために訪れたり、入院する場所であることから、喫煙者の協力を得ながらできるだけ全面禁煙をお願いします。
- 2 前記の措置が困難である場所にあっては、喫煙場所を設け、喫煙場所以外に煙が漂わないような措置をとったうえ、換気扇による換気設備を設置した空間分煙をお願いします。
(空気清浄機のみでは十分でないとの報告がありますので、ご留意をお願いします。)

(照会先)

淡路県民局県民生活部洲本健康福祉事務所健康増進課	0799-26-2062
淡路県民局県民生活部津名健康福祉事務所健康課	0799-62-0181
淡路県民局県民生活部三原健康福祉事務所健康課	0799-52-0099